

足柄上病院の病院理念

- 1 「あ」：安全で安心な医療を提供します。
医療事故防止、診療情報の提供
- 1 「し」：社会の要請を担う政策医療を展開します。
救急医療、小児医療、HIVを含む感染症医療
- 1 「か」：患者中心の医療を実践します。
インフォームド・コンセントの徹底、患者満足度の高い医療、患者の権利擁護
- 1 「み」：魅力ある自立した病院を目指します。
患者さんにとっても、医療従事者にとっても経営的にも、環境面でも

患者権利章典

医療は誰の為にあるのか、何の為にあるのかを深く認識し、常に患者さんサイドに立った医療の実践を目指して、患者さんの権利に関して県立足柄上病院は次のことがらを大切に考え行動します。

1 平等で公正な医療を受ける権利

患者さんは医療を受けるにあたり、人格、価値観、人生観、死生観が尊重され、差別なしに良質な医療を受ける権利があります。患者さんは人権、国籍、信条、宗教、社会的地位等を問わず、平等で公正な医療を受ける権利があります。

2 選択の自由の権利

患者さんはいずれの医療機関でも保健サービス機関でも自由に選択し、又変更する権利があります。患者さんは、いかなる治療段階でもセカンド・オピニオン(他の医師の意見)を受ける権利があります。

3 自己決定権

患者さんは誰でも十分なインフォームド・コンセントの後に、自分の受ける全ての医療に関し、選択の自由(インフォームド・チョイス)が保障され自分で決定する権利があります。

4 プライバシーの保護を受ける権利

患者さんは一人の人間としてその人間が尊重され、個人情報と秘密が保持され、その人の私生活がみだりに第三者にさらされず乱されない権利があります。

5 情報を得る権利

患者さんは自分の医療上のいかなる情報も受ける権利、健康状態に関し十分な説明を受ける権利があります。

6 健康教育を受ける権利

患者さんは疾病やその治療法、保健、予防等について学習する権利があります。

7 医療参加の権利

医療は患者さんと医療提供者とが信頼関係に基づき協力して作り上げていくものです。患者さんは誰でも最適な医療が実践されるよう主体的に医療に参加する権利があります。

8 どんな状況下でも、適切な判断の下に意思が尊重され支援される権利

最善の努力をしても時として病気が進展して治癒が期待できない状況下となることがあります。そのような場合、患者さんの意思と最良のQORを得る努力が尊重され、強く支援される権利があります。